

若年性認知症 認知症とともに生きるとは～一緒に考えませんか

圏地域ケア推進課認知症施策推進係 (☎5722-9702)

●若年性認知症家族会

～ひとりだけじゃない、仲間がいる
ぜひお話を聞かせてください

今年度、3回目の開催となります。お茶やコーヒーを飲みながら、日頃の不安や悩みなどを語り合える、介護家族の集いの場です。同じ立場だからこそ共感でき、心を軽くすることができます。包括支援センター職員や、医療・介護の専門職員も参加します。気軽にご参加ください。

日時 10/30(火)14:00～15:30
会場 総合庁舎本館 1階E会議室

申し込み方法

電話またはFAX(「若年性認知症家族会」または「若年性認知症講演会」と明記のうえ、住所、氏名くふりがな)、電話、講演会参加希望の支援機関のかたは職種を記入)で、地域ケア推進課認知症施策推進係(☎5722-9702、FAX5722-9062)へ

●若年性認知症講演会

～当事者からのメッセージ

39歳の若さで若年性認知症と診断された後、当事者による認知症の相談窓口を宮城県仙台市で立ち上げ、活動を続ける丹野智文さん(右写真)を講師に迎えます。認知症のかたや家族の不安を解消するための活動や交流の大切さなど、当事者としての思いを語ります。

日時 9/25(火)10:00～12:00
会場 総合庁舎本館 2階大会議室

内容
・基調講演「笑顔で生きる～認知症とともに」
・若年性認知症本人同士の対談
・NPO法人いきいき福祉ネットワークセンター理事長の駒井由起子氏による「東京都若年性認知症総合支援センター」紹介

定員 100人(先着)



▲認知症の当事者による相談窓口「おれんじドア」代表を務め、仕事を続けながら全国各地で講演活動を行っている

子ども医療費助成制度

～新しい乳幼児医療証・
子ども医療証を送ります



圏子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9864)

子ども医療費助成制度は、子どもが医療機関でかかった健康保険適用の医療費(調剤を含む)の自己負担分と入院時の食事代を、区が助成する制度です。国内の健康保険に加入している区内在住の子どもで、15歳に達した日から最初の3/31までが対象です。

助成を受けるには、乳幼児・子ども医療証の交付申請が必要です。申請方法など、詳細はホームページ(右のコードからアクセス可)をご覧ください。



医療証の使い方

都内で受診するときは、健康保険証と一緒に医療証を提示してください。都外での受診や医療証を提示せずに保険診療の自己負担分を支払った場合などは、領収書を用いて還付請求することができます。

こんなときは届け出を

子どもの健康保険証や住所などに変更があった場合は、届け出が必要です。また、医療証を紛失した場合は、申請により再交付できます。

新しい医療証を送ります

医療証をお持ちのかたに、10月から使用する医療証(若草色)を、9/21以降に送付します。9/30までに届かない場合はご連絡ください。

なお、来年4月に小学校に入学する子どもの乳幼児医療証は、31年3/31が有効期限です。4月からは子ども医療証(3月末に送付予定)に変わります。

地域で仲間と活動しませんか!

シニア健康応援隊メンバー (介護予防リーダー) 養成講座

圏介護保険課介護予防係 (☎5722-9608)

地域のかたと交流し、楽しく社会参加することが、介護や認知症の予防につながるといわれています。介護予防や健康づくりの知識や技術を身に付けて、介護予防リーダーとして地域で活動しませんか。

講座修了生は、区内8カ所で、手ぬぐい体操などを主体とした応援隊活動や自主グループなどで活躍しています。町会や自治会など、グループ単位での申し込みもできます。ぜひご参加ください。



▲自主グループとして活動するための知識を学びます

▲座りながら効果的に体を動かすことができる「めぐる手ぬぐい体操」を習得

日時 10/15～11/26の毎週月曜日14:00～16:00(全7回)

会場 総合庁舎本館 2階大会議室ほか

内容 めぐる手ぬぐい体操とグループ運営の方法を習得

対象 次のすべてを満たすおおむね60歳以上の区内在住者

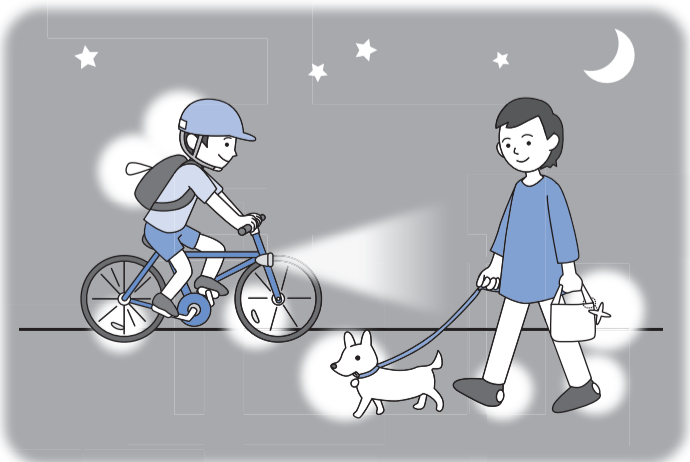
- ・講座終了後、自主的に週1回程度、介護予防のグループ活動ができる
- ・医師から運動制限されていない

定員 30人(先着)

申し込み方法 電話で、介護保険課介護予防係(☎5722-9608、FAX5722-9716)へ

9/21～30は

秋の全国交通安全運動期間です



交通安全運動の重点事項

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 後部座席を含む全てのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶 ●二輪車の交通事故防止

圏道路管理課交通安全係 (☎5722-9442)、
目黒警察署 (☎3710-0110)、碑文谷警察署 (☎3794-0110)

日没時間が早まる秋は、夕暮れ時の交通事故が増える傾向があります。早めにライトを点灯し、反射材などを身につけて自分の存在を知らせましょう。

運転中に子どもや高齢者を見つけたときは徐行し、十分な間隔を保つよう心掛けましょう。自転車事故が増えています。もしもに備えて自転車保険に加入しましょう。



危険です! ながらスマホ

自動車・自転車の運転中や歩きながら、スマートフォンを操作することは、交通事故につながる大変危険な行為です。絶対にやめましょう。